

記載上の注意事項（法第4条関係）

- (1) 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を記載する。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載する。
- (3) 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載する。
- (4) 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び建築物が同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで、又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載する。

※資金計画書及び事業計画書、被害防除計画書は、久留米市指定の様式をできるだけ使用すること。

添付書類

書面

- ☐（法人の場合）定款若しくは寄付行為の写し（原本証明付き）又は法人の登記事項証明書（原本・発行から3か月以内のもの）
- ☐ 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書の原本・発行から3か月以内のもの）
- ☐（所有権以外の権限に基づいて申請する場合）所有者の同意書
- ☐（申請地に地上権、賃借権等による耕作者がいる場合）耕作者の同意があったこと証する書面
- ☐（申請地に耕作以外の利用を目的とした権利を有する者がいる場合）権利者の同意書
- ☐ 資金計画書（☐ 工事見積書 ☐ 資金証明書）
- ☐ 事業計画書
- ☐ 被害防除計画書
- ☐ 取水・排水についての水利権者、漁業権者等関係権利者の承諾書
- ☐（申請農地が土地改良区の区域内にある場合）土地改良区の意見書
- ☐（申請地が第1種農地もしくは第2種農地の場合）代替地の比較検討表
- ☐（他法令の許認可、届出を了している場合）その旨を証する書面の写し
- ☐（申請地内に道路水路等の公有地を取り込んでいる場合）その利用が可能である旨を証する書面
- ☐（転用目的が建売住宅及び宅地分譲、特定建築条件付売買予定地の場合）宅地建物取引業免許証の写し
- ☐（転用目的が特定建築条件付売買予定地の場合）転用事業者と土地購入者との間における売買契約の一般的な契約書案
- ☐（転用目的が特定建築条件付売買予定地の場合）特定建築条件付売買予定地申請に伴う誓約書
- ☐（一体的に農地以外の土地を利用する場合）土地を一体的に利用できることがわかるもの
- ☐（分筆を伴う場合）農地基本台帳申告書
- ☐ その他

図面

- ☐ 位置図（1/50,000 ないし 1/25,000 程度 申請地が当該市町村内でどこに位置するか特定できるもの）
- ☐ 付近見取図（1/5,000 程度 付近の状況が分かるもの）
- ☐ 現況平面図（申請地を含む周辺の現況がわかるもの）
- ☐ 土地利用計画平面図（施設配置図）
（申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設（周辺農地に対する被害防除施設等を含む。）の位置を明らかにした図面）
- ☐ 縦横断面図
- ☐ 建物平面図立面図
- ☐ 字図（原本が望ましいが、写しでも可・発行から3か月以内のもの）（隣接地の地目を記入のこと。農地の場合面積記入）
- ☐ その他

提出部数

- | | |
|--------|-----|
| 1 申請書 | 1 部 |
| 2 添付書類 | 1 部 |

※この書類は申請書ではないので、農業委員会に提出する必要はありません。